平成２９年（フ）第５４７号
北九州市八幡西区茶屋の原３丁目６番17号
債務者　村田　彩香
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５５６号
北九州市小倉北区篠崎３丁目９番４号
債務者　川原　修作
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５６３号
北九州市小倉南区上吉田３丁目15番16号
債務者　杉村　林藏
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５７５号
北九州市小倉北区上富野５丁目５番３号
債務者　秋元　友樹（旧姓羽地）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５８７号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地５番305号
債務者　大山　静子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６９号
熊本市中央区大江本町６番12号　ヴィラ大江Ａ－103、前住所熊本市西区島崎２丁目８番17号　リバティハウス島崎207
債務者　長塩　博文
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
岩手県奥州市前沢区字七日町51番地
債務者　千葉　一彦
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第５９号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字前田37番地１
債務者　菅原　幸恵
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１２５９号
埼玉県川口市並木４丁目３番16―602号　ＳＥＡＳＯＮＳ川口並木
債務者　一噌　みほ（旧姓小松平・佐々木）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目24番地10　グレイスヴィラみずほ201
債務者　押田　明子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２４号
埼玉県入間市東藤沢１丁目22番39号
債務者　齊藤　大樹
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８３２号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番11―106号
債務者　川上　秋男
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９９８号
さいたま市桜区道場１丁目４番４号　イーストハイツ102、旧住所さいたま市見沼区深作１丁目35番地29
債務者　吉田　皐月
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４１号
埼玉県鴻巣市加美２丁目１番１号
債務者　後藤加奈子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２２号
埼玉県朝霞市浜崎３丁目９番16号　キノシタハイツ201、旧住所埼玉県朝霞市浜崎４丁目８番40号　稔コーポ
債務者　上山　憲治
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２３号
埼玉県朝霞市浜崎３丁目９番16号　キノシタハイツ201、旧住所埼玉県朝霞市浜崎４丁目８番40号　稔コーポ
債務者　上山　正子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２９号
埼玉県朝霞市栄町１丁目５番10号　スカイコーポ朝霞105号
債務者　堀ノ内芳男
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５６号
さいたま市桜区西堀２丁目７番１号　第２さくら荘205号室
債務者　渡邊　一朗
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係